

五 法第八条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
七 当該申請者の法第八条第四項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
八 その他参考となるべき事項

2 法第八条第一項の規定により課される不当廉売閑税について、同条第十二項の規定により政府に対し当該不当廉売閑税を変更し、又は廃止することを求めるようとする同項に規定する新規供給者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該申請者に係る貨物に課される当該不当廉売閑税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることを誓約する書面を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 法第八条第十二項に規定する新規供給者に該当する事情

四 当該申請者に係る貨物に課される当該不当廉売閑税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実の概要
五 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
六 その他参考となるべき事項

3 法第八条第一項の規定により課される不当廉売閑税について、同条第二十一項の規定により政府に対し当該不当廉売閑税を変更し、又は廃止することを求めるようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることにについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 法第八条第十二項に規定する新規供給者に該当する事情

4 法第八条第一項の規定により課される不当廉売閑税に係る同項の規定により指定された期間を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

6 法第八条第一項の規定により課される不当廉売閑税に係る同項の規定により指定された期間を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

6 法第八条第一項の規定により課される不当廉売閑税に係る同項の規定により指定された期間を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

7 法第八条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることにについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
三 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

第八条 第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査（第十四条、第十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下單に「調査」という。）を開始することが決定して準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束を同条第三十一項において準用する同条第二十一項の規定により規定する場合を含む。）することを求めるときは、速やかに、その旨及び次に掲げた書面により通知しなければならない。

二 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三 当該不当廉売閑税に係る指定貨物の供給者又は供給国

四 法第八条第二十一項に規定する者に該当する事情

五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、それを財務大臣に提出しなければならない。

六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

七 当該申請者の法第八条第二十六項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

む。)を保つとともに、これらに関する重要な事項について協議の上定めるものとする。

(還付)

第十九条 法第八条第三十二項の規定により指定貨物に係る不当廉売関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする不当廉売

関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指定貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。

2 前条後段の規定は、法第八条第三十三項の調査が開始された場合について準用する。

3 財務大臣は、法第八条第三十四項ただし書の規定により同条第三十三項の調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を同条第三十二項の規定により請求をした輸入者に對し書面により通知しなければならない。

4 財務大臣は、法第八条第三十三項の調査が終了したときは、その調査の結果を税関長に通知するものとし、税関長は、当該通知に基づき、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面によりその請求をした輸入者に通知する。

(**関税・外国為替等審議会への諮問**)

第二十条 財務大臣は、調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すこと、同項の規定により課される不当廉売関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)すること若しくは廃止すること又は暫定措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

附 則

この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二百八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成八年五月二日政令第一〇〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年六月七日政令第三〇七号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日政令第一一三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日政令第一〇七号)

抄

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一二〇号)

抄

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一二一號)

抄

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一一九号)

抄

附 則 (平成二八年四月八日政令第一九号)

抄

附 則 (平成二八年六月一七日政令第二五号)

抄

附 則 (平成二八年四月八日政令第一一九号)

抄

附 則 (平成二九年三月三一日政令第一二七号)

抄